

書評 『輸出管理の基本と実務がよ〜くわかる本』（橋本かおる）

1. はじめに

ネット検索で当事務所を捜すとその前後にしばしば登場するのがこの本です。秀和システムの本は、パソコン関係で何冊か読んだこともあり信用していたので、買ってみることにしました。

しかし読後感はほぼ最低。一言で申せば、切り貼りででっちあげた夏休みの課題レポートです。善男善女のみなさんが間違えて買ってしまうことのないよう、本書の問題点をご報告します。

2. 実務をやったことのない人が書いた本

◆リスト規制該非判定について、こんなことが書いてあります。（34 頁）

例えばバルブ（弁）を輸出しようとした場合について説明します。バルブそのものは輸出貿易管理令別表第 3 項(2)の七の対象になります。しかし、呼び径*が 10A(10 ミリメートル)を超えていて、内容物の接している部分の材質が特定の材質のときだけ、輸出規制になります。したがって、バルブは呼び径が 10 ミリを超えなければどんな材質を使用しても非該当になります。 *呼び径 配管用管材の外径を表すために用いられる呼び方のこと。

問題だらけの記述なので箇条書きでいきましょう。

- ① 「呼び径が 10mm 以下ならどんな材質でも非該当」とはいえませんが、ベローズが使われている、すなわちベローズ弁の場合は、3 項(2)7 だけでなく、2 項(33)の判定も必要ですが、そこでは 10A 以下のものも規制対象に入っています。一度でもバルブの判定をやったことがある人なら、ベローズ弁規制を見落とすことなどありえません。
- ② 「呼び径」が管材の「外径を表すため」？
管材の種類によっては内径を表すこともあります。
- ③ そもそも「呼び径」は「何ミリ」とはいいません。「呼び径 10 ミリ」ではなく「呼び径 10A」というのです。

◆次はキャッチオール規制の＜需要者要件＞に関する記述。（64 頁）

●需要者要件：どのような顧客か

大量破壊兵器の開発などの懸念が払拭されない外国企業や組織の情報を経済産業省が提供しています。その情報を外国ユーザーリストといいます。

リストに掲載されている企業が需要者になる場合は輸出許可が必要になります。ただし、外国ユーザーリストに掲載されていても使用用途が大量破壊兵器などの開発に使われない場合、許可は不要になります。

上記 2 つは、輸出者が判断します。

そもそも需要者要件とは、大量破壊兵器（ここではミサイルも含む）への関与情報入手に起因する規制発動を指すものです。＜外国ユーザーリスト＞は「関与情報の one of them」に過ぎません。同リストに不掲載でそのような関与歴あるユーザーのチェックに、企業現場は苦勞しているのです。

キャッチオールの実務経験がある人なら、絶対に前掲のようなことは書きません。（112 頁の手続きフローに、大量破壊兵器関与情報は登場しますが、「証文の出し遅れ」というものです。あのフロー図にしても経産省安保サイトの掲載をコピーしたものにはすぎず、アリバイにはならない）

著者の不勉強ぶりがあらわになった箇所ですが、規制の肝心かなめの部分で初心者を読み流している（大量破壊兵器関与歴が規制直結なのを見落とすよう誘導している）という意味でも、非常に遺憾な記述といえます。

◆もう一つ。米国再輸出規制の記述。（132 頁）

対敵取引規制法と国際緊急経済権限法は制裁措置と考えてください。これらの法律の規制に関しては、輸出管理規則(EAR)Part746 において国別に記載されています。規制されている国を確認したうえで、この国向けへの取引が発生すれば、輸出管理規則 (EAR) Part746 における輸出規制の内容を確認することで対応が可能です。

いわゆる「禁輸国」向け案件について、EAR の § 746 に記述があるのはたしかですが、実務では OFAC (Office of Foreign Assets Control 規定の参照が欠かせません。実務をやったことがあれば OFAC サイトを見たことがあるでしょうから、著者は当然そのことに触れていた筈と思います。

3. 頓珍漢な記述の連続

◆第 6 章役務取引。（71 頁）

役務取引とは

役務取引とは、技術を提供することです。技術とは貨物の設計、製造または使用に必要な情報のことです。

言うまでもないことですが、労働力の提供や、金融サービスも役務取引です。

論より証拠。外為法 25 条 5 項に

役務取引（労務又は便益の提供を目的とする取引をいう）

と書いてあるではありませんか。

◆第 2 章第 5 節。許可条件違反。（42 頁）

許可条件違反とは

輸出許可には様々な条件があります。例えば、少額特例という輸出許可があります。

もちろん「少額特例という輸出許可」など存在しません。「少額特例」とは「輸出許可不

要の特例」の一種なのですから。

◆第6章第3節 取引審査 (109 頁)

国内の取引審査

輸出規制は、国内取引に関して法律の定めはありません。しかし、国内取引後、最終的に輸出されることもあるので、国内取引でも取引審査を行うことがあります。

書いてあることは、一応間違いではありません。しかし一つ大事なことが抜けている。それは前提となるレピュテーションリスクという考え方です。

レピュテーションリスクとは、会社の看板に傷がつくことへの心配です。それがあからたとえ法規制に抵触しなくても、たとえば軍関係ユーザーへの納入に慎重になるのです。企業の取引審査で費やされるエネルギーの大半は、レピュテーションリスクに向けられています。

ところが本書にはレピュテーションリスクの「レの字」も出てこない。おそらく著者の中にその観念がないからでしょう。そういう人がいきなり「法令上の要求はないけれど」と言い出すのです。不自然です。

私に想像できる理由は一つです。それは不拡散型輸出管理に関する大臣通達の中で言及されているから、それを写してきただけの話でしょう。

しかも「国内で使用・消費されることが確認できない場合」はリスト規制該非を確認せよとおっしゃる。今日あなたがなされた買い物で、そのような確認をしようと試みた売り手がいましたか？ 確認の問いかけをしなかった売り手たちが、その商品のリスト規制該非を認識していると思いますか？ それをけしからんと思いますか？

つまり著者のいう国内取引管理なんて、まったくの絵空事。著者も本気で推奨しているわけではないでしょう。大臣通達の記述を「それらしく展開」してただけなのが歴然です。

◆通関士に関する「コラム」 (17 頁)

通関士とは、輸出入されている物品の輸出入者が通関（税関）手続を通関業者に依頼をする際にその代理代行や税関への申請をするのに必要な資格です。

通関士試験の合格免状保有者として、この記述には抗議したいと思います。上記はウィキペディアのほぼ丸写しですが、おかしいものはおかしい。

「代理・代行」とは通関業者が通関手続き（場合によっては不服申し立てなども）を、輸出入者に代わって行うものなのです。上掲コラムからそれが読み取れますか？

「税関への申請をするのに必要」ってどういう意味かわかりますか？ 通関士が申請するみたいな書き方ですが、それは誤りです。申請手続きをするのは通関業者。通関士は通関業者に雇われて、通関書類の審査をする立場です。この著者、どうも「わかって書いている」ようには見えません。

このほかにも「通常兵器キャッチオール規制に需要者要件がある」(81 頁)、「国際輸出管

理レジームの変遷の項がワッセナー協定に言及していない」(51 頁) など、怪しい記述が多数ありますが、これぐらいにしておきましょう。

4. 編集者も職務放棄

前節で指摘した問題点は、この分野の素人である編集者が見破るのは困難だったかもしれません。しかし以下に挙げるような問題は、まじめに仕事をしていれば、専門知識がなくても気が付く筈です。

◆第1章第2節 N 航空電子工業事件

文中の「***」のところ、本書では固有名詞が入っています。これでは「N 航空電子工業」と社名を伏せた意味がありません。

名前からすると、JAL 系列会社に思われがちですが、***系列です。

事件についての知識がゼロでも、これぐらいは気づかねばうそでしょう。

なお、「1988 年から 89 年の間、計 13 回」の不正輸出をした結果「合計 33 億円を超える罰金および賠償金」(17 頁) とありますが、九大笠原先生論文(『法政研究』2005 年 7 月)によると、これは事実ではありません。

不正輸出は 2 品目あり、「1984～86 年」の不正輸出品について米国政府に計 24 億円超を支払っています。(これは「1988～89 年の 13 回」とは別口です) また、三十億超の数字は、政府制裁の結果、廃棄した在庫などの金額も合わせてのことのようです。

もう一品目の不正輸出は「1986～89 年」に行われたもので、このうち 88 年以降の行為が本書にいう「1988～89 年の 13 回」として外為法違反に問われたということです。

著者も、少しは自分で調べればよいものを。編集者も、著者の人物を見て何も感じなかったのですかね。

◆第1章第3節 RK 社事件

18 頁では不正輸出の時期を 1996 年、19 頁では 1980 年としています。中国への技師派遣時期については、18 頁は 97 年、19 頁は 96 年としています。

編集者は何をチェックしていたのでしょうか？

また、19 頁に「社長逮捕」とありますが、当時の新聞記事を見ると、逮捕されたのは専務取締役です。

これだけ出鱈目を連発した本には、滅多にお目にかかれません。非凡といえよいか、ともかくも得難い経験ではありました。

本書は「図解入門ビジネス」というシリーズものの 1 冊です。シリーズ中の他の本の著者たちは「同類項と思われたくない」と眉をひそめていることでしょう。